

次期一般廃棄物処理施設設備に係る基本合意書締結式

雲南圏域の3市町（雲南市、奥出雲町、飯南町）は7月4日、次期一般廃棄物処理施設整備に係る基本合意書の締結を雲南市役所で行いました。

今回の基本合意は、昨年、締結した可燃ごみの広域処理基本合意に続き、不燃ごみを含めた一般廃棄物全体の処理施設について3市町が共同で整備していくことで合意しました。

3市町では、不燃ごみ処理施設の老朽化、最終処理場の容量逼迫が課題とされており、今回の合意により一体的な廃棄物処理施設整備が期待されます。

雲南圏域3市町を代表して挨拶した石飛市長は、「新たな処理施設の整備は、将来的な人口の推移や財政に及ぼす影響などを慎重に分析し、最適な建設地や処理方式、施設規模などを見極め、着実に事業を推進する。」と話されました。



(左から)奥出雲町 糸原町長、雲南市 石飛市長、飯南町 塚原町長

障がいのため介護が必要な方等へ手当を支給します

<p>特別児童扶養手当</p> <p>月額 1級 53,700円 2級 35,760円</p> <p>20歳未満の障がい児の父母等が、当該児童を監護・養育する場合(施設入所者を除く)</p>	<p>特別障害者手当</p> <p>月額 27,980円</p> <p>20歳以上で著しく重度の障がいがあり、常時特別な介護を必要とする方(施設入所者や病院等に継続して3か月を超えて入院している方を除く)</p>	<p>障害児福祉手当</p> <p>月額 15,220円</p> <p>20歳未満で重度の障がいがあり、常時介護を必要とする方(施設入所者を除く)</p>
--	---	--

■所得制限について
本人、配偶者、扶養義務者の前年の所得が制限額以上あるときは、その年の8月分から翌年7月分までの手当が支給停止となります。

■所得状況届の提出について
手当を受給中の方は、毎年8月に「所得状況届」を提出してください。(用紙は8月上旬にお届けします。)

【お問い合わせ】 奥出雲町福祉事務所 福祉係 有線：31-5378 電話：54-2541

ひとり親家庭を支援します **児童扶養手当制度**

～ひとり親家庭等の生活の安定と児童のすこやかな成長を支援する～

◆手当を受けることができる人(支給要件)
次の要件に該当する児童を養育している父、母または父母に代わって養育している人です。

【年齢】
満18歳に達した年度の3月31日まで
なお、児童が心身に中度以上の障がいのある場合(特別児童扶養手当該当程度)は20歳未満まで。

【状況】児童が次の①～⑨のいずれかに該当していること

- ①父母が離婚している
- ②父または母が死亡している
- ③父または母が重度の障がいにある
- ④父または母の生死が不明である
- ⑤父または母が子育てを放棄している
- ⑥父または母が裁判所からDV保護命令を受けている
- ⑦父または母が1年以上拘禁されている
- ⑧婚姻によらないで生まれた
- ⑨棄児などで父母がいるかいないか明らかでない

◆所得制限について
前年の所得が一定額以上あるときは、その年度(11月分から翌年の10月分まで)に手当の一部または全部が支給停止となります。

◆現況届の提出について
支給認定を受けている方は、毎年8月に「現況届」を提出してください。

◆手当額(月額)について

区分	手当月額		
	児童1人	児童2人	児童3人
全部支給	44,140円	54,560円	60,810円
一部支給	44,130円～10,410円	54,540円～15,620円	60,780円～18,750円

※第3子以降は6,240円～3,130円の所得に応じた加算となります。

令和3年3月分から障害年金を受給しているひとり親家庭に「児童扶養手当」の額と「障害年金の子の加算」部分の額との差額が「児童扶養手当」として支給されるようになりました。

【お問い合わせ】 奥出雲町福祉事務所 福祉係 有線：31-5390、31-5378 電話：54-2541

堀江安男さん(雲南市) 気象防災アドバイザーを委嘱

町は、気象庁に勤務をされた経験のある堀江安男さんに町の気象防災アドバイザーを委嘱しました。気象防災アドバイザーとは、国土交通大臣から委嘱を受け、地方公共団体をバックアップする防災の知見を兼ね備えた気象の専門家です。

町では、平時における日々の気象解説や町職員等に対する勉強会の実施、そして、災害時における気象台から提供された情報の解説や今後の見通し等に関する助言をしていただきます。

7月4日に、役場仁多庁舎で行われた委嘱式で、堀江さんは「町を通じて、早め早めに気象情報提供をしていきます。」と意気込みを語られました。

堀江さんは、雲南市と飯南町でも気象防災アドバイザーを務められており、広範囲で気象防災に携わっていかれます。



奥出雲町・NPO法人 コメリ災害対策センター 災害物資供給協定締結

災害時における物資供給に関する協定の調印式が、7月5日、役場仁多庁舎であり、奥出雲町とNPO法人コメリ災害対策センターとの間で協定を結びました。同センターは、株式会社コメリが、災害発生時に必要な物資を必要な場所に供給することを目的に設立されたNPO法人です。

この度の協定締結は、同センターにとって1029件目となります。この協定により、避難所等に飲料水や日用品などの災害救助物資を迅速に提供していただけるようになります。



糸原町長(左)とNPO法人コメリ災害対策センター 西室常務理事(右)



◆まめネットとは…
『まめネットカード』をお持ちの県民の皆さんの医療や介護の情報を県内の様々な機関で共有するネットワークです。
医療や介護のサービスをスムーズに受けることができます。
◆このようなお方におすすめです
・複数の医療機関を受診されている方
・持病、アレルギーをお持ちの方
・小さなお子様、高齢の方
・複数の薬の処方を受けている方
・在宅で訪問系サービスを受けている方

◆お問い合わせ
NPO法人しまね医療情報ネットワーク協会
電話：0853-228058